

## 令和6年第2回板野町議会定例会会議録（第3日）

日 時 令和6年6月14日（金） 午前10時00分 開会

### 議事日程

- 日程第1 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
板野町税条例の一部改正について
- 日程第2 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて  
板野町税条例の一部改正について
- 日程第3 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて  
板野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 報告第4号 令和5年度 板野町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第5号 令和5年度 板野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 議案第1号 板野町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第7 議案第2号 板野町振興計画策定条例の一部改正について
- 日程第8 議案第3号 板野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第4号 令和6年度 板野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第5号 令和6年度 板野町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第6号 板野町教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第12 議案第7号 板野町教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで、議事日程に同じ

追加日程第1 議案第8号 令和6年度 板野町一般会計補正予算（第2号）

追加日程第2 閉会中の継続調査申出書

### 出席議員（11名）

1番	犬 伏 雅 啓 君	3番	大 西 裕 也 君
4番	楠 本 千 草 君	5番	太 田 良 和 君
6番	三 原 大 輔 君	7番	根ヶ山 昇 君
8番	奥 尾 周 二 君	9番	東 條 昭 二 君

10番 松浦 昶 君

11番 石田 実 君

12番 水口 昭彦 君

欠席議員（1名）

2番 藤田 千穂 君

説明のために出席した者

町 長	玉井 孝治 君	副 町 長	東根 弘幸 君
教 育 長	谷川 健二 君	総 務 課 長	高橋 三恵 君
税 務 課 長	三木 正文 君	福 祉 保 健 課 長	楠本 剛 君
建 設 課 長	毛登山 悦雄 君	水 道 課 長	松浦 賢治 君
環 境 生 活 課 長	末岡 稔久 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	山本 敏彦 君
人権コミュニティ課長	岡田 加代子 君	下 水 道 課 長	晃鼻 政治 君
子ども家庭総合支援センター長	吉本 洋時 君	住 民 課 長	山田 裕子 君
産 業 課 長	浅井 直美 君	教 育 委 員 会 次 長	井上 健 君

議場に参加した事務局職員

議 会 事 務 局 長 松 長 徹 君 議 会 事 務 局 係 長 村 上 愛 実 君

午前10時00分 開会

○議長（水口昭彦君） おはようございます。会議に先立ち、欠席等の届けが参っておりますので、御報告申し上げます。2番藤田千穂議員が所用のため欠席します。

ただいま、出席議員は11名です。定足数に達しておりますので6月13日に引き続き、再開します。これから本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第1、報告第1号、「専決処分の承認を求めることについて、板野町税条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。三木税務課長。

[税務課長（三木正文君）登壇]

○税務課長（三木正文君） 報告第1号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いします。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和6年6月4日提出でございます。次のページをお願いします。

専決第1号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分にする。

板野町税条例の一部改正について。

板野町税条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月31日専決でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

この専決第1号につきましては、去る3月26日の全員協議会で説明させていただいたとおり、軽自動車協会での登録などの移動処理が県内統一で実施されることにより、現行の4月30日納期では地方税法及び板野町税条例に抵触するため、納期を5月31日に改正する条例改正を令和6年3月31日付けで専決処分させていただいたものでございます。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第1号を採決します。

お諮りします。報告第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第2、報告第2号、「専決処分の承認を求めることについて、板野町税条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。三木税務課長。

[税務課長（三木正文君）登壇]

○税務課長（三木正文君） 報告第2号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

引き続き、議案書の3ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和6年6月4日提出でございます。次のページをお願いいたします。

専決第2号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分にする。

板野町税条例の一部改正について。

板野町税条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月31日専決でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

この専決第2号につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、原則として令和6年4月1日から施行されたことなどに伴い、今回の税制改正により令和6年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

主な改正点につきましては、個人住民税において原則、令和6年度限りの措置として定額減税の仕組みを設け、個人住民税所得割額から納税義務者控除対象配偶者及び扶養親族一人につき1万円を乗じた額を所得割額から控除されることとなりました。固定資産税などの負担調整率などについて、負担水準の均衡化を促進するために、現行措置を3年間、令和6年度から8年度まで延長されることとなりました。以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第2号を採決します。

お諮りします。報告第2号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第3、報告第3号、「専決処分の承認を求めることについて、板野町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。三木税務課長。

[税務課長（三木正文君）登壇]

○税務課長（三木正文君） 報告第3号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和6年6月4日提出でございます。次のページをお願いいたします。

専決第3号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分にする。

板野町国民健康保険税条例の一部改正について。

板野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月31日専決でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

この専決第3号につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことなどに伴い、今回の税制改正により令和6年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

国民健康保険税条例の主な改正点は、国民健康保険税の後期高齢者支援金課税に係る課税限度額を現行22万円から24万円に、5割軽減基準額の1人当たりの軽減基礎額を29万円から29万5,000円に、2割軽減基準の1人当たりの軽減基礎額を53万5,000円から54万5,000円に、それぞれ引き上げるものでございます。

今回の改正により、限度額が104万円から106万円となる一方、1人当たりの軽減基礎額の引上げにより軽減対象が広がることとなります。以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第3号を採決します。

お諮りします。報告第3号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第4、報告第4号、「令和5年度板野町一般会計継続費繰越計算書の報告について」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 報告第4号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書19ページをお願いいたします。

報告第4号、令和5年度板野町一般会計継続費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和5年度板野町一般会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和6年6月4日提出でございます。

令和5年度の板野町一般会計継続費繰越計算書の2款総務費、1項総務管理費、第6次板野町振興計画策定事業では、令和5年度から引き続き、事業を継続し138万円を繰越しさせていただくものでございます。以上、報告第4号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第4号を採決します。

お諮りします。報告第4号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第4号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第5、報告第5号、「令和5年度板野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 報告第5号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

報告第5号、令和5年度板野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和5年度板野町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和6年6月4日提出でございます。

令和5年度の板野町一般会計繰越明許費繰越計算書の主には2款総務費、1項総務管理費、生活支援商品券発行事業4,242万円、3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業8,114万7,000円などで合計8件、1億7,701万円の繰越しをさせていただくものでございます。以上、報告第5号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第5号を採決します。

お諮りします。報告第5号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第6、議案第1号、「板野町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。東條昭二議員。

[ 9 番（東條昭二君）登壇 ]

○ 9 番（東條昭二君） 議案第 1 号が議題とされましたので、御説明をいたします。

議案書の 2 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、板野町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び第 7 項並びに板野町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 4 日提出でございます。

板野町議会議長、水口昭彦殿。提出者は私、議会運営委員会委員長の東條でございます。提案理由の説明ですが、本文については、お目通しをお願いいたします。

本案は、水道法に規定する権限を厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたこと、また上水道担当課の所管が県内のほとんどの議会で産業・建設関係の所管を委員会に属していることから、常任委員会の所管を厚生常任委員会から産業建設常任委員会に変更するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議員各位には、この趣旨を御理解いただき、御賛同のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第 1 号を採決します。

お諮りします。議案第 1 号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第 7、議案第 2 号、「板野町振興計画策定条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第 2 号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の 2 3 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、板野町振興計画策定条例の一部改正について。

板野町振興計画策定条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 6 月 4 日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

振興計画等、町の基本構想を策定また変更するに当たりましては、議会の議決を得て定めることが義務付けられておりましたが、地方自治法の改正により義務付けが撤廃されたことから、関係条文の削除をお願いするものでございます。以上で、議案第 2 号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第8、議案第3号、「板野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。

楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 議案第3号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の24ページをお願いいたします。

議案第3号、板野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について。

板野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を次のとおり改正する。

令和6年6月4日提出でございます。条例本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

今回、上程させていただきました条例改正につきましては3年に一度、見直しが行われている介護保険制度改正のうち、市町村総合事業に関連がある部分について、その部分の一部条例改正をお願いするものでございます。

まず、一つ目が「板野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。事業所運営規定の重要事項等について経過措置がありますが、書面掲示に加え、ウェブサイト上での閲覧もできるよう義務付けがされています。

また、原則禁止ですが、身体的拘束等が必要となった場合に、適正化のための委員会の設置や、介護支援専門員1人当たりの取扱件数の緩和等が変更となっています。

次の二つ目が「板野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正」でございます。

書面掲示規制や身体的拘束の適正化の見直しについても規定されておりますが、変更となっておりますのは、介護予防の円滑な実施を目的に市町村の委託を受けた場合、介護予防支援においては、地域支援包括センターのほか指定介護予防支援事業所においても、プラン作成が可能となった点

でございます。その際の専門職の配置規定であったり要件が書かれています。

また、その他の条例につきましても、書面掲示の規制の見直しのほか、協力医療機関との連携体制の構築や新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携を確保するよう規定するなどの条例改正を行うものでございます。以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第9、議案第4号、「令和6年度板野町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第4号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第4号、令和6年度板野町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度板野町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,007万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,007万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月4日提出でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。1 追加として、東公会堂整備事業に充当のため490万円、災害対策備品整備事業に充当のため1,640万円をそれぞれ追加させていただくものでございます。2 変更では、健康の館整備事業に充当するため、補正前の限度額5,110万円を6,500万円に変更をお願いするものでございます。

8 ページをお願いします。まず、歳入から説明をさせていただきます。

10 款地方交付税、1 項1 目同じでは、一般財源分として1, 333 万2, 000 円でございます。下の9 ページをお願いします。15 款県支出金、2 項県補助金、7 目教育費補助金では、教育支援体制整備事業費補助金として79 万円、こちらは副校長・教頭マネジメント支援員事業に充当をいたします。同じく15 款県支出金、3 項県委託金、6 目教育費委託金では、多様性を認め合う人権教育推進協力校事業委託金として20 万円をお願いしております。

10 ページをお願いします。

17 款寄附金、1 項同じく、2 目指定寄附金では、阿波銀リース株式会社様からの指定寄附金30 万円でございます。環境保全や脱炭素の分野で活用をしてほしいとの御要望でございましたので、道の駅エネルギー供給区域に充当をさせていただきます。

11 ページをお願いします。

20 款諸収入、4 項雑入、2 目同じでは、徳島県市町村組合互助会から公益目的事業助成金50 万円を受け入れるものでございます。

12 ページをお願いします。

21 款町債、1 項同じでは、1 目民生債、東公会堂整備事業債490 万円、5 目教育債、健康の館整備事業債1, 390 万円、7 目消防債、災害対策備品整備事業債1, 640 万円をそれぞれ増額補正をお願いしております。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。13 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 2 節委託料では、特別交付税に係る国家賠償請求事件、訴訟が完了したことにより追加の委託料100 万円、6 目企画費では、町制施行70 周年記念事業の映画制作に係る費用でございますが、1 2 節委託料にて計上をいたしておりましたが、吉野川市と足並みをそろえるため18 節負担金補助及び交付金への組替えをお願いするものでございます。14 ページをお願いします。

2 款同じく、2 項徴税费、1 目税務総務費では、定額減税に関連したシステム改修委託料270 万円をお願いしております。

15 ページをお願いします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目隣保館費、1 4 節工事請負費で、東公会堂防水工事のため550 万円、5 目障害者福祉費、1 8 節負担金補助及び交付金で、郡内5 町によります共同実施となる基幹相談支援センター設置における本町負担分として394 万8, 000 円をお願いしております。16 ページお願いいたします。

3 款同じく、3 項児童福祉費、4 目保育園費、1 0 節の需用費では、プール横の排水溝修繕のため44 万円、5 目児童館費、1 7 節備品購入費では、東児童館のエアコン購入のため64 万円をお願いしております。

18 ページをお願いします。

8 款消防費、1 項同じく、2 目非常備消防費、1 7 節備品購入費では、第 5 分団発足に伴い、分団旗購入のため 4 7 万円、5 目災害対策費、1 7 節備品購入費では 4 月 3 0 日に災害時の避難所等協定を結んでいただきました、徳島工業短大敷地内にコンテナ型の備蓄倉庫設置のため 3 6 3 万 1, 0 0 0 円、併せて倉庫内に収容する備品購入及び屋外シャワーキットの 1 基追加購入費用 8 2 3 万 3, 0 0 0 円でございます。

1 9 ページお願いいたします。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費では、副校長・教頭マネジメント支援員配置におけます、人件費をお願いしております。

2 0 ページをお願いします。

9 款同じく、3 項中学校費、2 目教育振興費では、令和 6 年度、県の人権教育推進協力校の指定を受けることから 7 節報償費で 1 0 万円、1 0 節需用費で 7 万円、1 7 節備品購入費 3 万円でございます。2 1 ページをお願いします。

9 款同じく、4 項幼稚園費、1 目幼稚園共通費、1 1 節役務費では、東幼稚園用地取得に向けました、土地鑑定手数料 2 0 万円、1 2 節委託料では、物件補償調査業務委託料として 2 5 5 万円でございます。2 2 ページをお願いします。

9 款同じく、5 項の社会教育費、7 目歴史文化公園費、1 1 節役務費は、岡の宮にございます、大クスの枝伐採のため 4 0 万円。

2 3 ページの 6 項保健体育費、2 目体育施設費、1 2 節委託料は健康の館、屋根の塗装・設計業務で 7 0 万円、1 4 節工事請負費で、施設改修工事 1, 6 4 8 万円でございます。

以上、歳入歳出 5, 0 0 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、補正後の歳入歳出の総額を 6 1 億 1, 0 0 7 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。以上、議案第 4 号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第 4 号を採決します。

お諮りします。議案第 4 号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第 1 0、議案第 5 号、「令和 6 年度板野町特別会計国民健康保険補正予算（第 1 号）」を議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 議案第5号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

補正予算書の31ページをお願いいたします。

議案第5号、令和6年度板野町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）。

令和6年度板野町の特別会計国民健康保険補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ293万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,088万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出でございます。

38ページをお願いいたします。歳入より御説明申し上げます。

5款国庫支出金、1項国庫補助金、3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金では293万7,000円の増額補正をお願いしております。マイナンバーカードと保険証の一体化に伴うシステム改修費及び周知広報に係る経費に対する補助金として計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。続きまして、歳出を御説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では293万7,000円の増額補正をお願いしております。10節需用費では、マイナンバーカードと保険証の一体化の周知に係る広報資料の印刷費として4万円、12節委託料につきましては、保険証の廃止に伴う資格確認書の発行等のためのシステム改修費として289万7,000円の予算計上させていただいております。全て国庫補助の対象でございます。以上、歳入歳出ともに293万7,000円の増額補正をお願いし、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億9,088万3,000円をお願いするものでございます。以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御議決賜りますよう、よろしく御説明申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第11、議案第6号、「板野町教育委員会委員の任命に同意を求めることについて」を議題とします。説明を求めます。玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） ただいま、議案第6号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。  
議案書の44ページをお開けいただきたいと思います。

議案第6号、板野町教育委員会委員の任命に同意を求めることについて。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、次の者を板野町教育委員会委員に任命いたしたいので、議会の同意を求めます。

記といたしまして、御記入をお願いをいたしたいと思います。

板野町大寺字 [REDACTED]。氏名が平尾雅信。

[REDACTED] 生まれでございます。

4期目ということになっております。この方については6月23日をもって任期満了となるわけ  
でございます。引き続き、この方につきましては、教育委員として、お願いしたいということ  
を思っているわけでございますので、是非とも、御同意賜りますよう、よろしくお  
願いを申し上げます。以上で、議案第6号についての御説明とさせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これから議案第6号を採決します。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第12、議案第7号、「板野町教育委員会委員の任命に同意を  
求めることについて」を議題とします。説明を求めます。玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） 議案第7号が議題となりましたので、引き続き、議案書の45ページ  
をお開けいただきたいと思います。

議案第7号、板野町教育委員会委員の任命に同意を求めることについて。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に  
より、次の者を板野町教育委員会委員に任命いたしたいので、議会の同意を求めます。

住所といたしまして、板野町大寺字 [REDACTED]。委員会では [REDACTED] と御説明申し上  
げましたけれども、 [REDACTED] という  
ことで訂正をお願いをいたしたいと思います。

氏名が坂東 恭。 [REDACTED] 生まれ。

この方につきましては、いわゆる後任ということで、今現在9月30日までの委員さんがおいで

たわけでございますけれども、この方の御逝去に伴いまして、空席となっております教育委員さんを任命をお願いするわけでございます。

それぞれ教育委員さんには、人によって任期が決まっておりますので9月30日までとなるわけでございますけれども、そして、また引き続き9月30日以降、この方にもお願いしたいと思っておりますので、是非とも、御同意賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これから議案第7号を採決します。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 御案内します。本日、追加提案をお願いしたい議案等がございます。

つきましては、その関係書類をただいまから配付しますので、少々お待ちください。

（松長・村上、書類を配付する）

○議長（水口昭彦君） お諮りします。

お手元に配付の議事日程のとおり、町長から「令和6年度板野町一般会計補正予算（第2号）」が、また、各委員会の委員長から各委員会の「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

これを日程に追加し、令和6年第2回板野町議会定例会追加議事日程第3日と、議案審議書類のとおり議題にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の令和6年第2回板野町議会定例会追加議事日程第3日と、議案審議書類のとおり2件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 追加日程第1、議案第8号、「令和6年度板野町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第8号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

ただいま、配付がされました補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第8号、令和6年度板野町一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度板野町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,446万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,446万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月14日提出でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正で、中央広域環境施設組合負担金として、令和7年度契約締結の日から3年間、限度額は7億7,223万3,000円、本町負担分でございます。

8ページをお願いします。歳入から説明を申し上げます。

10款地方交付税は一般財源分として3,606万1,000円、次のページの14款国庫支出金、2項国庫補助金では、物価高騰重点支援地方交付金8,870万8,000円を受け入れ、定額減税給付金等に充当をするものでございます。

10ページをお願いします。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目公共施設整備基金繰入金では、中央広域環境施設組合負担金へ充当するため3,600万円の繰入れを行うものでございます。

次の11ページをお願いします。

21款町債、1項同じく、4目土木債は、町民センター南側大型車進入道路工事に370万円の道路整備事業債を充当するものでございます。

12ページをお願いします。続いて、歳出の説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費では、町道工事に伴います土地借上料として90万円、13ページの2項徴税費、1目税務総務費では、定額減税補足給付金事務のため、主には11節の役務費で159万円、18節負担金補助及び交付金で5,000万円をお願いしております。

14ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、南忠魂碑の植栽管理委託料12万7,000円、2目隣保館費は、南公会堂、和室のシロアリ駆除32万8,000円、6目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費では、令和6年度、新たに非課税世帯等となった世帯に10万円を給付するため18節負担金補助及び交付金では、対象世帯を300世帯と見込み3,000万円をお願いしております。続く15ページでは8目子育て世帯臨時特別給付金給付費で、令和6年度、新たな非課税世帯等及び均等割課税世帯の18歳未満の子ども1人当たり5万円給付のため18節におきまして、対象者100人と見込んだ500万円をお願いしております。

16ページをお願いします。

4 款衛生費では、環境生活課で使用しております、搬送用ダンプの故障により修繕費 8 2 万円、下の 1 7 ページ、塵芥処理費では、ごみ処理における積替保管施設の改造費用や運搬車両確保のため、本町負担分として 6, 1 8 7 万 1, 0 0 0 円をお願いしております。なのですが、昨日の私の全員協議会の説明で、私の説明の中で運搬車両購入と申し上げましたが、購入確保ということで訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

続いて 1 8 ページをお願いいたします。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費では、町民センター南側の大型車進入道路工事のため 1, 1 0 0 万円、1 9 ページの 9 款教育費では、全国大会また国際競技大会出場助成金 6 0 万円をお願いしております。

以上、歳入歳出 1 億 6, 4 4 6 万 9, 0 0 0 円を追加し、補正後の歳入歳出の総額を 6 2 億 2, 4 4 6 万 9, 0 0 0 円をお願いするものでございます。

以上、議案第 8 号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○6 番（三原大輔君） 議長。

○議長（水口昭彦君） 6 番三原議員。

○6 番（三原大輔君） 今の、今回の一般会計補正予算について、お聞きします。

議案書 1 7 ページ。4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費の中央広域環境施設組合負担金について、市外のごみ処理業者への運搬用の車両購入費の補正予算とのことですが、いくつか質疑します。一つ、車両を購入後、2 年 8 か月間は、ごみの運搬に車両を使用するとのことであれば、その後、車両はどのような扱いになるのか。購入した車両が町有の財産でもあるため、2 年 8 か月後以降も適切に使用していくのか、それとも適正価格で売却するのか。

二つ、7 月から 8 月に掛けて、工事・積替え・搬出・運搬・処理業務の事業者を選定予定であるが、実際の車両購入は選定後に行うのか。以上です。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

[副町長（東根弘幸君）登壇]

○副町長（東根弘幸君） ただいま、6 番三原議員さんの方から「中央広域環境施設組合負担金の補正」ということで御質問がございました。これにつきまして、御答弁をさせていただけたらと思います。まず先ほど、総務課長の方から訂正がございましたように、車両購入費ということではなく、あくまで確保のための費用であるということで、もう一度お伝えをさせていただけたらと思います。あわせて、私の方から先日の全協の方で、車両の確保ということで皆様方に説明をさせていただき、御了承も頂いておりますが、改めて説明ということさせていただけたらと思います。

まず一つ目、今、車両を購入後 2 年 8 か月の間は、車両を使用することであるが、その後、車両はどのような扱いになるか。また、購入した車両につきましては、町有の財産でもあるため、適切

に使用ということでございますが、これにつきましては、答弁といたしまして今、申し上げましたように、購入ではないので、所有権とはございません。また、ちなみに通常、運搬費というのは、車両・人件費等も含まれておりますが、今回の積算につきましては、車両費等が含まれておりません。ということで、とにかく運搬できる車を複数確保するということが大事でありますので、そういうことで、これを答弁とさせていただけたらと思います。

また、二つ目、7月から8月に掛けて、車両の購入は選定後に行うのか、ということでございますが、これにつきましても、車両の購入ではなく、車両の確保の予定ということで答弁をさせていただけたらと思います。当然、選定された業者が車両を持っていれば、広域で確保する必要はございません。ただ、広域で確保する必要はございませんので、運搬費に加算をされるということになります。もし、車両を持っていない業者が決定をすれば、それからの確保の作業ということになるということでございます。

以上で、6番三原議員さんの質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

○6番（三原大輔君） 議長。

○議長（水口昭彦君） 6番三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） ただいま、議長の許可を頂きましたので、反対の立場で討論させていただきます。工事・積替え・搬出・運搬・処理業務の事業者は7月から8月に掛けて、公募型プロポーザルで選定するとのことであるが、公募前に既に車両購入費を予算計上する必要はないと考えます。

ごみの市外への運搬開始は、令和7年8月以降であり1年間もの有る期間があるため、車両購入に関してだけいけば、事業者が選定された後に補正を行っても十分間に合うはずで、7月から8月に事業者選定を行った後に、車両購入に関しての補正予算を行うのが妥当であり、現時点では時期尚早と考えるため、今回の議案に対して反対します。

議員各位には、賢明な御判断をいただけますよう、お願いし反対討論とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） ただいま、6番三原大輔議員から反対討論がございましたので、次に賛成討論を許します。ほかに討論はありませんか。

（討論なしの声）

以上で、討論を終わります。

~~~~~

11番（石田 実君）午前10時58分 退席

~~~~~

御異議がありましたので、起立により採決します。

議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立をお願いします。

なお、起立者は起立者数の確認が済むまで起立のままお待ちください。

(起立者7名)

はい、確認できました。起立多数です。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

11番(石田 実君) 午前11時00分 入席

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 追加日程第2、「閉会中の継続調査申出書」を議題とします。

お諮りします。本件は、これを各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

○7番(根ヶ山 昇君) はい、議長。

○議長(水口昭彦君) はい、7番根ヶ山議員。

○7番(根ヶ山 昇君) 小休、願います。

○議長(水口昭彦君) はい、小休します。

午前11時01分 小休

~~~~~

午前11時02分 再開

○議長(水口昭彦君) 小休前に引き続き、再開します。

これを各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 本定例会の会議に付された案件の審議は、全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。これで会議を閉じます。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 町長より御挨拶がございます。玉井町長。

[町長(玉井孝治君) 登壇]

○町長(玉井孝治君) 閉会に当たりまして、私の方から、ひとこと、お礼の御挨拶を申し上げます。

せていただきたいと思います。

令和6年第2回板野町議会定例会につきましては、去る6月4日に開会をいただきまして、本日まで11日間にわたりまして、大変お世話になりました。

議員各位におかれましては、何かと御多忙の中、本会議並びに各常任委員協議会につきましては、御参会を賜り、私どもの方から御上程・御審議をお願い申し上げておりました、報告5件・追加議案も含め議案8案件につきましては、慎重審議を賜り、原案のとおり、御承認・御議決また御同意を賜ったところでございます。誠にありがとうございました。

今議会で、議員皆様方から賜りました御意見・御提言等につきましては、今後、できる限り町政に反映をさせていただきたいと考えておりますので、今後とも、どうかよろしく御指導・御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

今月の9日に四国地方の梅雨入りが発表されまして、連日30度近くの夏日が続いておりますが、本町でも熱中症特別警戒アラートが発令された際には、避難施設となるクーリングシェルターといまして、役場1階ふれあいホール・文化の館・道の駅「いたの」・あせび温泉の4か所について、施設の開館時間に限り、御利用いただけるよう準備を進めておるところでございます。

また、今後の気象情報を注視するとともに、大規模な自然災害に向けた取組の強化を図ってまいりたいと考えているところでもございます。

結びとなりますが、今後とも引き続き、私ども町職員が一丸となって「住民福祉の充実」「住みやすい板野町」を目指して、行政サービスを進めてまいりますので、議会議員皆様方におかれましても、時節柄くれぐれも御健康に十分、御留意いただきますとともに、更なる御理解・御協力を賜りますよう、お願いを申し上げまして6月定例会、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 令和6年第2回板野町議会定例会の閉会に当たり、ひとこと、お礼の御挨拶を申し上げます。今定例会は、去る6月4日に開会し、本日までの11日間、議員各位には、提出された諸議案につき終始、御熱心に御審議いただき、ただいま、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対し、深く感謝を申し上げます。

また、連日にわたり議会運営に御協力をくださいました町長を始め、執行機関の皆様方に対しましても心より、お礼を申し上げます。これから夏に向かいます。どうか皆様方には、今後とも十分、お体に御自愛をいただき、町政発展のため御尽力くださいますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とします。これをもちまして、令和6年第2回板野町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

午前11時07分 閉会

本会議録の正当なることを証明するため、ここに署名する。

議 会 議 長 水 口 昭 彦

署 名 議 員 藤 田 千 穂

署 名 議 員 大 西 裕 也

署 名 議 員 楠 本 千 草